

いじめ防止基本方針

(令和7年1月)

泉崎村立泉崎第二小学校

目 次

- 1 いじめ防止に関する基本的な考え方
- 2 いじめ防止等の対策のための組織
- 3 いじめの未然防止のための取り組み
- 4 いじめの早期発見のための取り組み
- 5 いじめに対する措置
- 6 重大事態への対処
- 7 年間指導計画

【資料】

- いじめに関する報告書
- いじめ解消までの経過観察シート

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

すべての児童は、かけがえのない存在である。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを受けずに安心して生活できるように、また、教職員が、児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

いじめにあたるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことではない。また、特定の教職員の価値観で判断するものでもなく、当該児童の立場に立って判断しなければならない。

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはいけない。

また、いじめられている児童を認識しながら放置してはいけない。

(4) 学校・教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(5) いじめと考えられる態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句を言われる。
 - ア 身体や動作について不快な言葉を言われる。
 - イ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ア 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - イ 遊びやゲームに意識的に入れない。
 - ウ 席を離れる。
- ③ 故意にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ア わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - イ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ウ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品を要求されたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ア 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - イ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ウ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ア 使い走りをさせられたり、万引きやかたあげを強要されたり、登下校時に荷物を強制的に持たされたりする。
 - イ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
 - ウ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコン、情報端末（携帯電話、スマートフォンなど）ゲーム機等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ア ネット上の掲示板やブログ等に誹謗中傷の情報を載せられる。
 - イ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ウ SNSのグループから故意に外される。

2 いじめ防止等の対策のための組織

生徒指導委員会（いじめ防止・根絶チーム）

＊ いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。生徒指導主事が招集し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任、支援員、
SSW（SC）等

委員会の活動

＊ いじめが発生した場合、事実調査や指導、カウンセリングなどを行う。

校長	教頭	・・・	総括指導
生徒指導主事		・・・	指導方針の提示 情報の集約
該当学年主任・学級担任	教務主任	・・・	事実調査 指導
養護教諭		・・・	教育相談

☆関係機関の協力を得る必要がある場合

PTA 民生児童委員 泉崎村教育委員会
県南教育事務所 警察署生活安全課 児童相談所

3 いじめの未然防止のための取り組み

① 「いじめは許さない」という学級・学校風土づくり

集会、道徳や学級活動の時間等で、いじめ問題や命の大切さ、規範意識に関わる話題（題材）を取り上げるなど、日頃からいじめを許さない学級・学校風土づくりに努める。

② 道徳教育および体験活動等の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえて、全ての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図る。

③ 集団の一員としての自覚や自信の育成

児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事等に、主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。

④ 「やる気」と「自信」を引き出す授業

自己存在感や成就感を多く味わわせ、自信とやる気を引き出し、学校生活全般に意欲的に取り組めるよう、わかる・できる授業を展開する。

⑤ 教職員のいじめの対策等に関する資質の向上

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

⑥ 保護者や地域との連携

学校便りなどにより、学校としての方針や取り組み等を知らせ、理解を得るとともに、懇談会等を通じて情報交換を行うなどして連携を図る。

また、家庭との信頼関係を構築していく。

4 いじめの早期発見のための取り組み

① 年間計画を確実に実施する。

特に学校生活アンケートにおける児童の小さな記述にも目を向ける。また、記述しやすいアンケート形式の工夫や雰囲気づくりに努める。

② 日常観察の視点を明確化し、定期的に児童の実態調査を行う。

ア：	児童の表情、学校生活への意欲の変化
イ：	児童の日記、作文等への記述
ウ：	児童の日常のつぶやき
エ：	児童の身体の変化
オ：	児童の服装や持ち物の変化
カ：	児童の交友関係の変化
キ：	児童の言動に対する周囲の児童の反応の変化
ク：	児童の登下校、休み時間の様子の変化

③ 相談しやすい環境作りに努める。

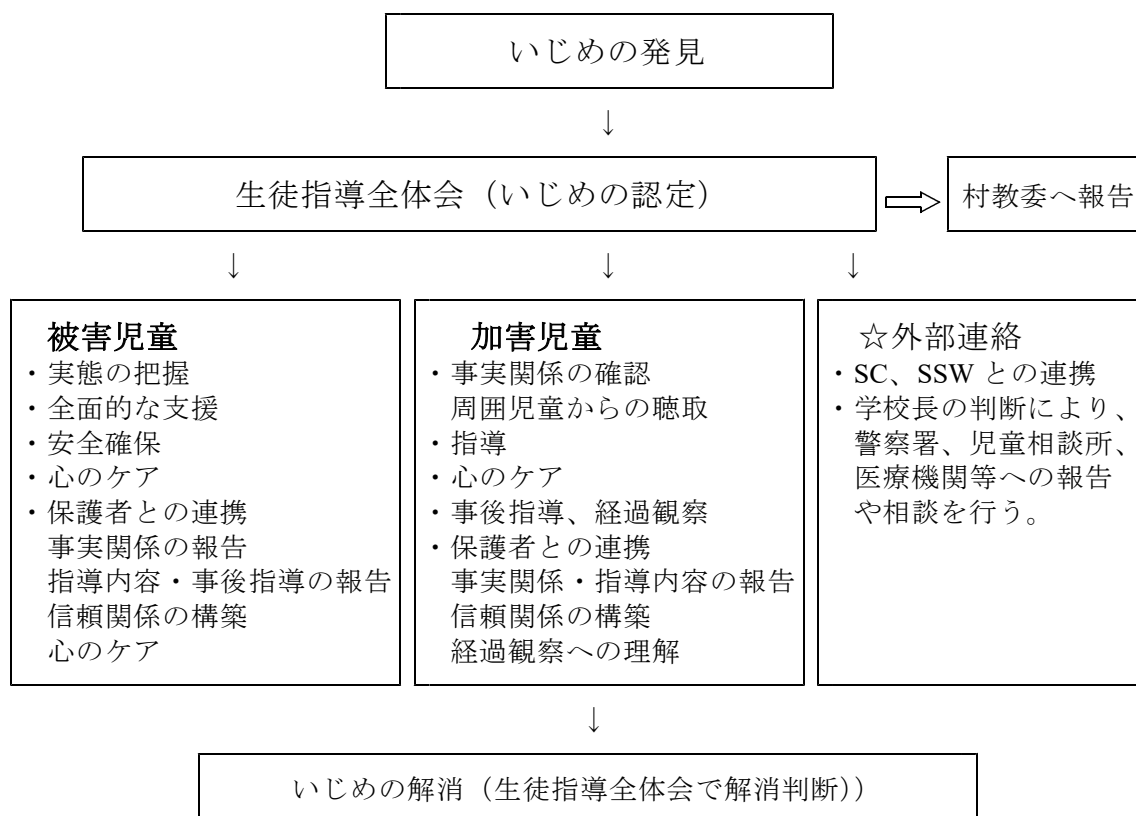
担任はもちろん、担任以外の教職員全てが児童の悩みを真摯に受け止めて共通理解をもつ。また、スクールカウンセラーによる教育相談が随時行えることを児童と保護者に周知しておく。

④ 保護者や地域との情報交換

家庭訪問、保護者懇談会、教育相談会など様々な機会に情報交換を行う。同時に、日頃から保護者や地域との信頼関係づくりに努め、いじめ等に関する情報を交換しやすい雰囲気づくりをする。

5 いじめに対する措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに生徒指導委員会に報告し、事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実を確認した場合は、教職員全員で認知し、いじめをやめさせる対応をとる。再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童等が、安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための、必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会および白河警察署生活安全課等と連携して対処する。
- (6) 「いじめ解消までの経過観察シート」に記録する。



6 重大事態への対処

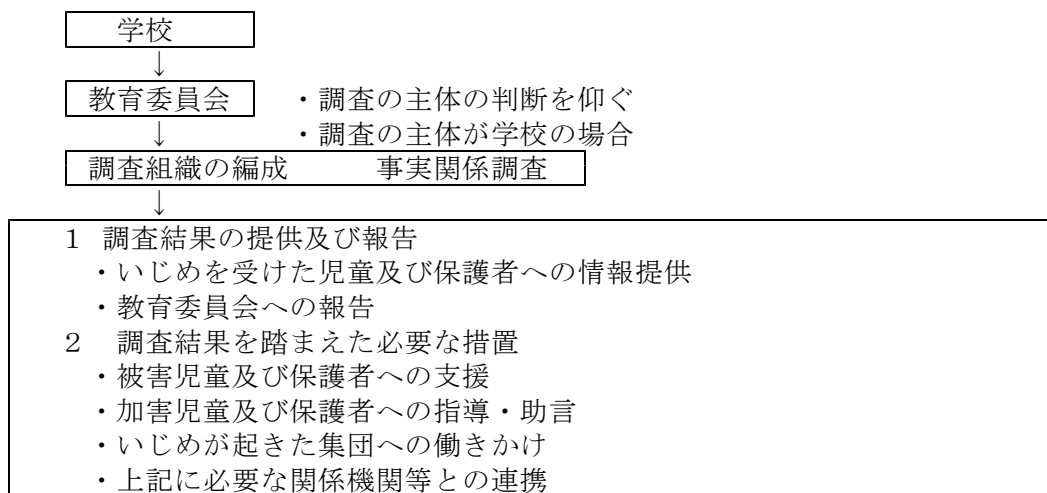
(1) 重大事態とは

- ① いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合（自傷行為等）
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合（パニック障害、適応障害、うつ病、解離性障害等）
- ② いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったとき。
（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態の対処

- ① 重大事態が発生した場合は、教育委員会へ迅速に報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する特別組織を設置する。
弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するものの他、第三者からなる組織を設け調査する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。必要に応じて、児童や保護者にアンケート等を行う。結果は速やかに報告する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。
- ④ 上記組織を中心として、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報等に関する法律等を踏まえて行うようにする。

(3) 重大事態への対応



7 年間指導計画

月	学校の指導・活動等	児童の活動	保護者への活動
4	【生徒指導全体会①】 ・いじめ防止基本方針を基に いじめ対策に関わる共通理解 ・児童に対する情報交換	○学級開き・学級ルール作り 【学級活動・JRC登録式】 ○行事を通した人間関係作り 【1年生を迎える会・集団登下校・たてわり清掃】	○いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会・学級懇談会】
5	○児童に対する情報交換	【運動会等】 【QUテスト】	○地域訪問・家庭訪問 (保護者との情報交換)
6	○教育相談①「楽しい学校生活のためのアンケート」の実施 ○児童に対する情報交換	【昔遊び集会 ・異文化体験学習(6年)】	○いじめ対策についての啓発
7	○西白河学校警察連絡協議会 【生徒指導全体会②】 ・評価と改善(1学期) ・児童に対する情報交換	【校内水泳記録会】	○いじめ対策についての啓発 【学級懇談会】
8	○児童に対する情報交換		
9	○教育相談②「楽しい学校生活のためのアンケート」の実施	【修学旅行(6年) 【宿泊学習(5年) ・見学学習(1～4年)】	○いじめ対策についての啓発
10	○児童に対する情報交換	【学習発表会】 【QUテスト】	
11	○教育相談③「楽しい学校生活のためのアンケート」の実施 ○教育相談結果を踏まえた考察と対応策の共有	【校内マラソン記録会】 【人権教育(5年)】	○個別懇談(保護者との情報交換)
12	○個別懇談会の実施 【生徒指導全体会③】 ・評価と改善(2学期) ・児童に対する情報交換		○個別懇談(保護者との情報交換)
1	○教育相談④「楽しい学校生活のためのアンケート」の実施	【校内なわとび記録会】	○学校評価の実施
2	【生徒指導全体会④】 ・評価と改善(3学期) ・児童に対する情報交換	【卒業を祝う会等】	○いじめ対策についての啓発 【学級懇談会】
3	○児童に対する情報交換 ○評価と改善(3学期) ○いじめ防止基本方針の検討	【卒業式】	
通年	○いじめ対策についての啓発(学校・学級日より等) ○個別教育相談(随時)	○縦割り班活動・遊び	○個別教育相談(随時)